

議第四十七号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表七の表三の項第二号中「豚コレラ」を「豚熱」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。